

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和6年11月29日（金）

担	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部賃金室
当	賃金室長 谷本 大助 賃金室長補佐 前西 敏史 電話 073 (488) 1152

和歌山県鉄鋼業最低賃金が12月30日から  
時間額 1,103円 に改正決定  
～ 現行の1,050円から53円引上げ ～

和歌山労働局（局長 まつうらなおゆき 松浦直行）は、和歌山地方最低賃金審議会（会長 ひろたにみちとし 廣谷行敏）の答申を受けて、「和歌山県鉄鋼業最低賃金」について、以下のとおり改正することを決定しました。

1 和歌山県鉄鋼業最低賃金

- (1) 時間額 1,103円（現行の1,050円から+53円）
- (2) 効力発生日 令和6年12月30日

2 適用する使用者及び労働者

(1) 適用する使用者

和歌山県内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

(2) 適用する労働者

上記の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 18歳未満又は65歳以上の者
- ・ 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ・ 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

※ 断続的労働に従事する者や精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者などについて、和歌山労働局長から最低賃金の減額の特例許可を受けた場合には、減額後の最低賃金が適用されます。

【参考:和歌山県の各最低賃金額とその推移】

業 種			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定最低賃金	鉄鋼業 (発効日) 令和6年12月30日	改定時間額	977円	1,008円	1,050円	1,103円
		対前年度額	+28円	+31円	+42円	+53円
		対前年度率	+2.95%	+3.17%	+4.17%	+5.05%
	百貨店, 総合スーパー	改定時間額	869円	※1 令和4年度 改定なし	※2 令和5年度 改定なし	※3 令和6年度 改定なし
		対前年度額	+18円			
		対前年度率	+2.12%			

(対前年度率は、少数点第3位を四捨五入)

※1 令和4年度は改正決定されなかったため、和歌山県最低賃金(889円)となります。

※2 令和5年度は改正決定されなかったため、和歌山県最低賃金(929円)となります。

※3 令和6年度は改正決定されなかったため、和歌山県最低賃金(980円)となります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
和歌山県最低賃金 (発効日) 令和6年10月1日	改定時間額	859円	889円	929円	980円
	対前年度額	+28円	+30円	+40円	+51円
	対前年度率	+3.37%	+3.49%	+4.50%	+5.49%

【最低賃金制度とは】

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

(2) 特定最低賃金

特定最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。